

令和7年7月1日

保護者様

兵庫県立西宮甲山高等学校

高校生等奨学給付金申請について

- 別紙1で申請資格、収入基準を満たす方はご申請ください
- 申請期限は7/8（火）となります
- 期限までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください
- 保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者もしくは無職無収入の方であっても、市区町村の窓口で税の申告手続きが必要です。

申請手順 ※以下は奨学給付金の申請手順です。入力項目は各制度によって異なります。

1. ログイン

P3のオンライン申請システムのURLまたはQRコードから、ID・パスワードを入力します
申請メニューを選択します

2. 生徒情報・ 学校情報入力

表示される情報を確認し
修正・追加等入力を行います

3. 保護者等 情報入力

保護者等人数確認画面から
保護者等情報を入力します

4. 収入情 報入力

審査に必要な課税情報の取得や
個人番号の入力等を行います
※詳細はP2の「収入情報の入力
方法」をご参照ください。

5. 申請情 報入力

申請区分の選択やその他、口座
情報等の申請に必要な情報を入
力します。

6. 提出

入力内容を確認し、電話番号・メ
ールアドレスを入力し「申請を行
う」ボタンを押すと、申請完了です

収入情報の入力方法

保護者様ごとに以下のいずれかの方法で収入情報を提出することができます。

(例: 父はⅠの個人番号カードによる申請、母はⅢの課税証明書による申請 など)

※保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者もしくは無職無収入の方であっても、市区町村の窓口で税の申告手続きが必要です。

Ⅰ. マイナポータルを利用する場合(個人番号カードが必要)

保護者等の個人番号カードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得し、提出することができます。この場合、個人番号を提出する必要はありません。

※申請する制度により取得する情報が異なり、複数回カードを読み取る場合があります。



Ⅱ. 個人番号を入力する場合(個人番号カード・個人番号通知カード等を用意)

保護者等の個人番号・課税地情報等を入力し提出することで、県が個人番号を利用して課税情報等を確認することができます。

Ⅲ. 個人番号を利用せず、課税証明書等もしくは生活保護受給証明書を提出する場合

- Ⅲ-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。
- Ⅲ-2 課税証明書もしくは生活保護受給証明書の原本を学校へ提出します。

The screenshot shows the '所得確認書類等登録' (Register Documents for Confirmation of Income) section. It includes a '所得確認書類等画像' (Image of Documents for Confirmation of Income) area with a red 'アップロード' (Upload) button. Below this is a 'ファイル選択' (Select File) button. At the bottom, there are three buttons: '次の収入情報へ進む' (Proceed to Next Income Information), '一時保存' (Save Temporarily), and '前の収入情報へ戻る' (Return to Previous Income Information).

その他

- 申請手順の詳細については、オンライン申請システムに掲載の「申請者向け操作マニュアル」又は兵庫県教育委員会事務局財務課 HP に掲載の FAQ 等をご確認ください。
- 書面での申請を希望される場合は、申請先に申し出てください。
- 制度についての不明点を AI が自動回答する「高等学校等就学支援金等に関する自動応答システム」もご活用ください。

オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



財務課 HP (<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)



就学支援金等に関する自動応答システム (<https://hyogo-shuugaku.cbx.ai/>)



- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力ができないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。

高校生等奨学給付金について

この用紙で申請資格、収入基準をご確認ください

兵庫県内在住保護者・県内の県立又は市立学校の生徒のみなさまへ

通常分

令和 7 年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年 1 回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和 7 年 7 月 1 日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和 7 年 7 月 1 日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和 7 年 7 月 1 日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和 7 年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
非課税世帯	143,700 円	50,500 円

申請に必要なもの

○生活保護（生業扶助）受給世帯（①または②のいずれか）

- ①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの（個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
※生徒本人の個人番号が必要です。
- ②生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
※生活保護受給証明書でも代用可能

○非課税世帯（①または②のいずれか）

- ①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの（個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ②令和 7 年度課税証明書
※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

オンライン申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

＜兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら＞

申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

- ①学校から配付済みのオンライン申請システムログイン用 ID と PW を用意
- ②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にアクセス
- ③入力フォーマットに必要事項の入力等を行いデータ送信

※オンライン申請が困難な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。



<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>

申請開始日・申請期限・給付予定時期

申請開始日 令和 7 年 7 月 1 日

申請期限 令和 7 年 月 日

給付予定時期 令和 7 年 月

注意事項

- ・学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和 7 年 1 月 1 日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・家計急変または制服加算に係る申請については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立西宮甲山高等学校 事務室 0798-74-2460

高校生等奨学給付金（家計急変支援）について

希望される方は学校に必ずご連絡ください

兵庫県内在住保護者・県内の県立又は市立学校の生徒のみなさまへ

家計急変分

令和7年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手续が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和7年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税ではない世帯

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000 円未満
3人世帯,	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに申請した場合

	全日制・定時制	通信制
非課税世帯	143,700 円	50,500 円

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

143,700 円×6月（10～3月）／12月＝71,850 円

申請に必要なもの（証明書類等はオンライン申請システムへ画像をアップロードして提出）

- ・ 個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ・ 家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・ 収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

注意事項

- ・ 家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・ 申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。
- ・ 申請を希望される場合は、学校までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立西宮甲山高等学校 事務室 0798-74-2460

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 対象となる高校生等とは？

A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。

- ・国公立の高等学校
- ・中等教育学校後期課程
- ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）
- ・高等専門学校（1～3学年）
- ・専修学校（高等課程）

Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

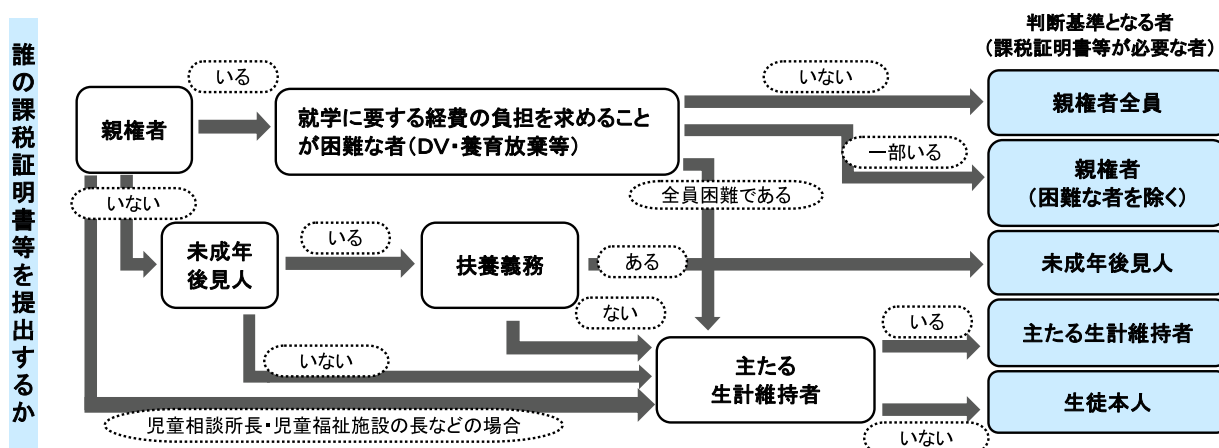
- ◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。
- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

Q3 個人番号又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 収入基準を満たし、かつ申請内容に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は支給対象外です。

Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、基準日となります。

Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日（7月1日）(※)時点で判断します。

そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、基準日となります。

Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

高校生等奨学給付金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して認定審査に必要な税情報等の確認を行います。提出された個人番号は以下のとおり取り扱います。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。